「別記」(二) 解決條項

代表者二名從業員ノ總意ヲ經營者ニ告ゲ左面各條項ノ如ク午後五時三十分圓滿解決就業ス

1、女使用人ニ對シ契約シタル給料ノ仕拂ヒ履行スルコト
　回答＝女給ハ親兄弟ヨリ依頼サレタモノ故兄貴ヲ着タ意味ニ於テ預リ居レリ諸君ノ要求ナレバ即時支給ス

2、女使用人ニ對スル被服費ノ半額ヲ負担スルコト
　回答＝前拂ハ今後廃止ス 但シ被服ハ當然各自負担ノコト

3、室内ノ植木其他設備品ノ費用ヲ女使用人ニ負担セシメザルコト
　回答＝右負担セシメタルコトナシ 任意女給ノ買ヒタル程度ナリ 今後負担セシメズ

4、男女使用人ニ對シ一ケ月ノ一回ノ公休ヲ與フルコト
　回答＝開業ノ月ハ一ケ月一回ノ公休ヲ支給ス 但シ繁忙期ハ此ノ限リニアラス

5、食事ニハ總菜費モ負担スルコト
　回答＝當然支給シ居レリ

6、予告ナシニ解雇セザルコト
　回答＝悪事ノナキモノハ解雇セズ 為メニ予告ノ要ナシ

7、解雇ノ場合ハ相當手當ヲ支給スルコト
　回答＝悪事ノナキモノハ解雇セザル為メ手當金ヲ支給セズ

常務理事
勞働課長
9.7.1[illegible]
1739

(乙)

合資会社 中山勝獅院 労仂争議

所在地 千葉県東葛飾郡中山町法華経寺境内

従業員 三〇名（内女二〇名）

参加人員 九名

関与組合 総同盟関東醸造労仂組合千葉聯合会

期間 自四月四日 至五月廿七日

原因 本院ノ待遇状況ノ不満トシ之ガ改善ニ付キ種々
罷業中ノ処置 三月廿二日公傷手当支給外十件ノ歎願
書ヲ提出シタル処院長ノ待遇ニ不満ヲ抱クル者ハ遠慮
ナク辞職サレタシト強硬ナル回答ヲ為シタルヲ以テ従